

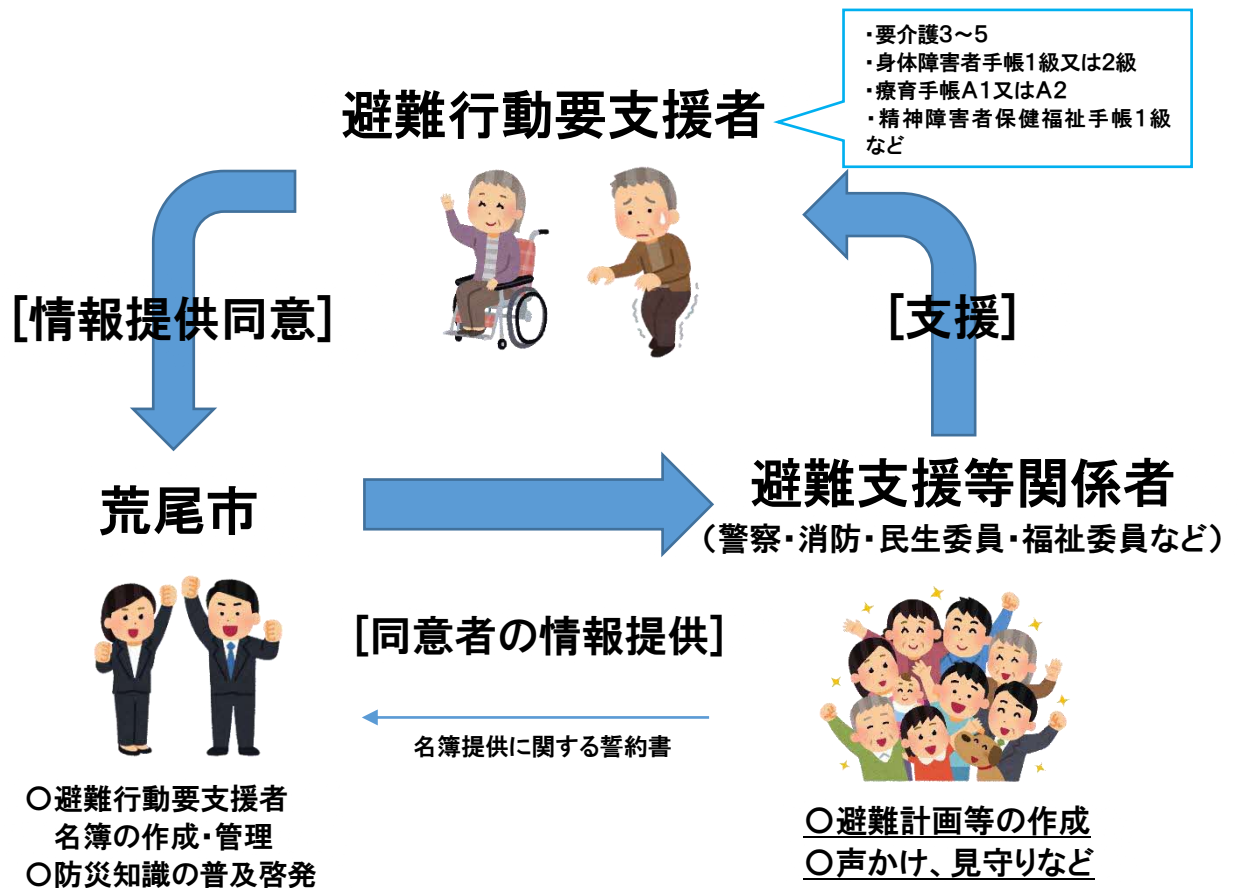
避難行動要支援者名簿の共有

避難行動要支援者名簿について

災害発生時には、避難が難しい高齢者や障がい者の方などを「避難行動要支援者」といいます。

避難に支援が必要となる方を「避難行動要支援者名簿」に登録し、情報提供に同意を得られた名簿を、避難支援等関係者（警察・消防・民生委員・福祉委員、自主防災組織など避難を支援する者）に事前に提供することで、災害時の安否確認や避難誘導等につなげるものです。

災害対策基本法第49条の11に基づき、各市町村が取り組んでいます。



今後は個別の避難計画を策定予定

避難行動要支援者が災害時にどのように避難すればよいのかあらかじめ把握し、迅速に支援ができるよう、一人一人の状況に合わせた避難計画を策定予定です。

避難行動要支援者（本人、ご家族）、民生委員や福祉委員等の避難支援等関係者、荒尾市が協力して作成を進めていくことを考えています。